

小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 1 4 号

小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則

小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和53年小牧市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

診療所の診療日は、次のとおりとする。

- (1) 内科及び小児科 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月31日、1月2日及び1月3日
- (2) 歯科 5月3日から5月5日まで及び12月31日から翌年1月3日まで

第3条第2項第1号中「、小児科及び外科」を「及び小児科」に改める。

第4条中「小牧市休日急病診療所運営協議会」を「条例第5条の小牧市休日急病診療所運営協議会」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。